2　法第七十二条の三十二の二第二項に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。
一　申請をする内国法人の名称、事務所又は事業所所在の道府県及び法人番号
二　代表者の氏名
三　電気通信回線の故障、災害その他の理由により法第七十二条の三十二の二第一項に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用することが困難である事情が生じた日
四　その他参考となるべき事項
3　法第七十二条の三十二の二第二項に規定する総務省令で定める書類は、電気通信回線の故障、災害その他の理由により同条第一項に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用することが困難であることを明らかにする書類とする。
4　法第七十二条の三十二の二第八項に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。
一　届出をする内国法人の名称、事務所又は事業所所在の道府県及び法人番号
二　代表者の氏名
三　法第七十二条の三十二の二第一項の承認を受けた日又はその承認があつたものとみなされた日
四　法第七十二条の三十二の二第一項の規定の適用をやめようとする理由
五　その他参考となるべき事項

第五条の四第二項第二号中「第六十八条の八十八第二十二項第一号」を「第六十八条の八十八第二十八項第一号」に改める。

第七条を第六条の九とし、第七条の二を第六条の十とし、第七条の二の二を削り、第七条の二の三を第七条とし、同条の次に次の三条を加える。

（法第七十二条の七十六及び第七百三十四条第四項の従業者数）

第七条の二　法第七十二条の七十六及び第七百三十四条第四項に規定する事業所統計の最近に公表された結果による各市町村（特別区を含む。以下この条において同じ。）の従業者数は、経済センサス基礎調査規則（平成二十年総務省令第百二十五号）により調査した平成二十六年七月一日現在における従業者数とする。ただし、当該従業者数が公表された後において市町村の廃置分合若しくは境界変更があつたとき又は市町村の境界が確定したときは、都道府県知事が必要と認める場合に限り、当該廃置分合若しくは境界変更又は境界確定に係る区域の従業者数を関係市町村の従業者数に加え、又は関係市町村の従業者数から減じたものとすることができる。

（福島県南相馬市等に係る従業者数の定義の特例）

第七条の二の二　福島県南相馬市、双葉郡楢葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町及び葛尾村並びに相馬郡飯舘村に対する法第七十二条の七十六及び第七百三十四条第四項の規定の適用については、当分の間、事業所統計の最近に公表された結果による当該市町村の従業者数は、前条の規定にかかわらず、経済センサス基礎調査規則により調査した平成二十一年七月一日現在における当該市町村の従業者数に、平成二十六年六月三十日において住民基本台帳法に基づき住民基本台帳に記載されている者の数を平成二十一年六月三十日において同法に基づき住民基本台帳に記載されている者の数で除して得た率を乗じて得た従業者数（その従業者数が同令により調査した同年七月一日現在における当該市町村の従業者数を超えるときは、同令により調査した同日現在における当該市町村の従業者数とする。）とする。

（法人の事業税の交付額の算定の特例）

第七条の二の三　道府県は、政令第三十五条の四の七の規定により各交付時期に交付すべき額を算定した場合において、当該交付すべき額が負数となるときは、当該交付時期においては交付を行わないものとし、当該負数となつた額を当該交付時期の次の交付時期に交付すべき額から減額するものとする。

2　前項の規定は、政令第五十七条の二の七第三項の規定による都における法人の行う事業に対する事業税の交付について準用する。

第七条の二の九第二号中「（平成二十年総務省令第百二十五号）」を削る。

第九条の二第二十二項中「第四号イ及びロ」を「第四号イからハまで」に、「第七項及び第九項」を「第八項、第十一項及び第十二項」に改め、同項の表第七項第二号の項中「第七項第二号」を「第八項第二号」に、「第九条の四第一項第二号及び第十項第二号」を「以下この条及び第九条の四」に、「第九項第二号」を「第十一項第二号及び第十二項第二号」に、「当該自動車が平成三十二年度燃費基準十パーセント向上達成車」を「その旨」に、「自動車のエネルギー消費効率の」を「その旨並びに自動車のエネルギー消費効率の」に改め、「第一条第二号」の下に「及び第三号」を加え、「第九項第二号」を「第十一項第二号及び第十二項第二号」に改め、「ＪＣ〇八モード法」の下に「及びＷＬＴＣモード法」を加え、「こと及び当該自動車が平成二十二年度燃費基準六十五パーセント向上達成車」を「旨」に改め、同項の次に次のように加える。

第十一項第二号	平成三十二年度燃費基準達成レベルが百二十以上であること及び	十・十五モード燃費値が平成二十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百八十を乗じて得た数値以上であること並びに
	その旨	その旨並びにＪＣ〇八モード法及びＷＬＴＣモード法により当該自動車のエネルギー消費効率が算定されていない旨

第九条の二第二十二項の表第九項第二号の項中「第九項第二号」を「第十二項第二号」に、「実施要領」を「燃費評価実施要領」に、「当該自動車が平成二十七年度燃費基準二十パーセント向上達成車」を「その旨」に、「ＪＣ〇八モード法」を「その旨並びにＪＣ〇八モード法及びＷＬＴＣモード法」に、「こと及び当該自動車が平成二十二年度燃費基準五十パーセント向上達成車」を「旨」に改め、同項を同条第二十九項とし、同条第二十一項を同条第二十八項とし、同条第二十項を同条第二十七項とし、同条第十九項中「第百四十九条第一項第五号ヘ」を「第百四十九条第一項第六号ホ」に、「当該自動車が平成二十七年度燃費基準十五パーセント向上達成車であることが記載されて」を「おいてその旨が明らかにされて」に改め、同項を同条第二十六項とし、同条第十八項中「第百四十九条第一項第五号ホ(1)」を「第百四十九条第一項第六号ニ(1)(ii)」に改め、同項を同条第二十五項とし、同条第十七項を削り、同条第十六項中「第百四十九条第一項第五号ニ(1)」を「第百四十九条第一項第六号ニ(1)(i)」に改め、同項を同条第二十四項とし、同条第十五項を削り、同条第十四項中「第百四十九条第一項第五号ハ」を「第百四十九条第一項第六号ハ」に、「当該自動車が平成二十七年度燃費基準十五パーセント向上達成車であることが記載されて」を「おいてその旨が明らかにされて」に改め、同項を同条第二十二項とし、同項の次に次の一項を加える。

23　法第百四十九条第一項第六号ニに規定する車両総重量が三・五トンを超えるバス又はトラックで総務省令で定めるものは、次に掲げる要件（平成二十八年軽油重量車基準（同号ニ(1)(i)に規定する平成二十八年軽油重量車基準をいう。第九条の四において同じ。）に適合する自動車にあつては、第一号に掲げる要件を除く。）に該当する自動車とする。

一　窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が適用関係告示第二十八条第百六十四項第一号に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の十分の九を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

二　平成二十七年度燃費基準達成レベルが百十以上であること及び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

第九条の二第二十九項の表第百四十九条第一項第五号ロの項中「第百四十九条第一項第六号ロ」に改め、「要件」の下に「（平成三十年軽油軽中量車基準（同号イに規定する平成三十年軽油軽中量車基準をいう。第九条の四において同じ。）に適合する自動車にあつては、第一号に掲げる要件を除く。）」を加え、同項第一号を次のように改める。

一　窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が旧細目告示第四十一条第一項第七号イの表の(3)の窒素酸化物及び粒子状物質の欄に掲げる値の十分の九を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。